

ご質問

回答

【琉球歴史文化コンテンツ創出支援事業について】

この事業の目的は何ですか。

[公募要領3ページ関連]

本事業は、琉球の歴史文化に由来する文化資源を活用し、様々な分野の産業と連携してコンテンツを創出する取り組みを支援し、当該コンテンツの産業化へ向けた環境を整えることを目的に実施します。

この事業にいう「文化資源」とはどのようなものを指していますか。

[公募要領3ページ関連]

「文化資源」とは、「ある時代の社会と文化を知るための手がかりとなる貴重な資料の総体であり、(中略)博物館や資料庫に収めきれない建物や都市の景観、あるいは伝統的な芸能や祭礼等、有形無形のもの(文化資源学会 設立趣意書より抜粋)」を指すとされています。「琉球の歴史文化に由来する文化資源」の例を以下に列挙します。

- しまくとぅば
- 伝統芸能(組踊・唄三線・琉球舞踊等)
- 古武術・空手
- 伝統工芸(やちむん・紅型・琉球漆器等)の伝統工芸
- 伝統行事(エイサー・ハーリー等)
- 食文化(琉球料理) 等

【補助対象事業(応募資格)について】

事業に応募するには、説明会への参加は必須条件ですか。

応募説明会に参加していなくても応募は可能です。ただ、本事業についてのご理解を深めていただくためにも、なるべくご参加いただくことをお勧めします。

本事業について、自社企画での応募の他に、他社と共同企業体を組成した形での複数の企画での応募も可能か？

[公募要領5ページ 関連]

本事業で1つの事業者が応募できるのは1提案のみです。単独または共同企業体を通じて2つ以上の企画応募を行うことはできません。

補助対象事業者として「法人格を有する団体」であることが条件になっていますが、証明書類(全部事項証明書等)は必要ですか。

[公募要領5ページ ①、14ページ (3)関連]

全部事項証明書(旧・登記簿謄本)等の証明書は必要ではありませんが、直近3年分の決算関係書類、納税証明書の提出が必要です。また、事業者概要書(様式第2号)の参考資料として法人の事業概要等がわかる資料(会社案内、パンフレット、定款の写し等)の添付をお願いいたします。

「法人格を有する団体」について、今年設立したばかりの法人でも応募できますか。

[公募要領5ページ ①関連]

「法人格を有する団体」につきましては、設立時期に関する制限(例えば「設立3年以上」)は特に設けておりません。したがって、応募時点において「法人格を有する団体」であれば、設立したばかりの法人であっても応募可能です。

「県内に主たる事業所を有」する団体等であることが条件になっていますが、本店・本部が沖縄県外にある場合は対象外ですか。

[公募要領5ページ ①関連]

「県内に主たる事業所を有」する団体等とは、沖縄県内に本店、支店または営業所を有する団体をいいます。したがって、沖縄県内に本店・本部がない場合でも、沖縄県内に支店や営業所がある場合は本事業の補助対象事業者となることができます。

個人事業主は補助対象事業者に含まれますか。

[公募要領5ページ ①関連]

本事業における補助対象事業者は、県内に主たる事業所を有する団体等のうち、「法人格を有する団体」、「法人格を有する団体を代表者とする共同企業体」「その他知事が適当と認める団体」となっております。

そのため、個人事業主が単独で補助対象事業者となることはできませんが、「法人格を有する団体を代表者とする共同企業体」における構成事業者となることは可能です。(なお、共同企業体を構成する場合において、個人事業主はその共同企業体の代表事業者となることはできませんのでご注意ください。)

任意団体(法人格のない団体)は補助対象事業者に含まれますか。
[公募要領5ページ ①関連]

本事業における補助対象事業者は、県内に主たる事業所を有する団体等のうち、「法人格を有する団体」、「法人格を有する団体を代表者とする共同企業体」「その他知事が適当と認める団体」となっております。
任意団体については、「(3) 沖縄県知事が適当と認める団体」の要件を満たす団体であれば応募可能です。

地方公共団体(自治体)は補助対象事業者に含まれますか。
[公募要領5ページ ①関連]

地方公共団体(自治体)は、本補助事業における補助対象事業者に含まれません。

「(3) 沖縄県知事が適当と認める団体」とは、
どういう団体を指すのですか。
[公募要領5ページ ①関連]

「(3) 沖縄県知事が適当と認める団体」とは、法人格を有していない団体のうち、以下の要件をすべて満たす団体を指します。(なお、疎明資料として、定款または定款に類する規約の添付が必要です。)
① 定款または定款に類する規約を有し、次の②および③について明記されていること
② 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
③ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有していること

「共同企業体」の構成事業者について、事業採択後、補助事業の途中での増加・減少は認められますか。
[公募要領5ページ ①、交付要綱第7条関連]

構成事業者の変更は、補助事業の遂行上重要な要素であり、かつ事業遂行に支障をきたす可能性があることから、原則として認められません。(知事による事業計画変更の承認を得た場合はこの限りではありません。)

「共同企業体」について、応募申請の段階で構成事業者として記載するには、参画が確定していなければならないのでしょうか。(参画予定の場合でも構成事業者として記載してもよいのでしょうか。)
[公募要領5ページ ①関連]

共同企業体での応募につきましては、構成事業者全社分の事業者概要書(様式第3号)の提出が必要であることから、応募申請の段階で参画が確定している必要があります。

審査基準に「他分野連携」の項目がありますが、応募申請の段階で、必ず他の産業分野の事業者と共同企業体を組織して一緒に申請すべきでしょうか。
[公募要領5ページ ①、14ページ関連]

必ずしも他の産業分野の事業者と共同企業体を組織しなければならないものではありませんが、事業内容のバランス(各事業者の役割分担の割合等)によってご判断ください。
例えば、他の産業分野の事業者への役割分担(または委託)の割合が非常に高いなど、当該事業者と一緒に取り組まないと事業実現が困難な場合は、共同企業体を組織して一緒に申請を行ってください。(参考までに、よくある質問【補助対象経費について】内の委託料に関するQ&Aも併せてご確認ください。)

「文化資源」であれば、日本本土や外国の歴史文化に由来するものを題材としてもよいでしょうか。
[公募要領5ページ ②関連]

本事業の趣旨・目的に鑑み、「琉球(沖縄)の歴史文化に由来する文化資源」題材とするものでなければなりません。

「琉球の歴史文化に由来する文化資源を題材としたコンテンツ制作や取り組み等」の例を教えてください。
[公募要領5ページ ②関連]

昨年度(令和5年度)に採択された補助事業の概要を6ページに示していますので、そちらをご参考になさってください。

「他の分野の産業と連携する取り組み」であることが要件となっていますが、「他の分野の産業」とはどのような分野を指しますか。
[公募要領5ページ ③関連]

想定しうる「他の分野の産業」としては、以下の産業等が挙げられます。(必ずしも下記に限定されるものではありません。)
【「他の分野の産業」の例】
- 情報通信産業(AR・VR事業者、携帯通信会社等)
- 動画・映像制作関連産業
- マスコミ(新聞・テレビ・ラジオ等)
- 交通事業者(バス、タクシー、船舶、航空会社等)
- 観光施設その他観光関連産業(ユニークベニュー等)
- 産業団体(商工会議所、商工会、観光協会、飲食業組合等)
- イベント業
- その他各種サービス業等

事業者報告会はいつ頃実施される予定ですか。また、事業者報告会ではどのような報告をするのですか。
[公募要領5ページ ⑥関連]

事業者報告会は令和7年2月に実施予定です。この報告会では、補助事業の成果や今後の課題等について、各事業者あたり概ね10～15分程度のプレゼンテーション形式で報告を実施していただきます。

【補助対象期間について】

事業実施期間はいつからいつまでですか。
[公募要領8ページ関連]

今年度の実施期間は、交付決定日から令和7年2月7日までです。事業実施期間終了後、確定検査に向けた作業を行うこととなります。

【補助率・補助上限額について】

補助金の上限額は、税込金額ですか、それとも税抜金額ですか。
[公募要領8ページ関連]

消費税等を含まない額(税抜金額)となります。提案書及び交付申請書の補助金申請額算定段階においては、消費税等を事業対象経費から除外して作成してください。

事業予算について、補助金の上限額程度の規模で計画するべきでしょうか。それとも、上限以上(例えば1,000万円)の規模の計画にしてもいいでしょうか(その場合、差額は自己で負担します)。
[公募要領8ページ関連]

事業予算についての制限は特に設けておりません。ただ、補助率や補助上限額は7ページに記載の通りであり(上限額を超える補助金の交付はありません)、これを超える分はすべて事業者自身の負担となります。なるべくそれに見合った事業計画とすることをお勧めします。

仮に事業対象経費が補助金の上限額を超えていない場合は、事業対象経費の全額について補助されるのでしょうか。
[公募要領8ページ関連]

事業対象経費が上限額に達していない場合であっても、補助率を超える分の額が補助されることはありません。

新規事業補助の場合で、仮に事業対象経費が800万円だった場合、補助率(4分の3)をかけると600万円になります。この場合、補助上限額(500万円)を超えますが、いくら補助されるのでしょうか。
[公募要領8ページ関連]

本事業における補助金の補助率は事業対象経費の4分の3ですが、補助上限額は500万円と定められており、補助上限額を超える分の額が補助されることはありません。したがって、この場合には500万円が補助対象額となります。

補助事業を実施した際に入場料・利用料等の収益が得られ、これにより事業経費の一部を賄うことができましたが、この場合でも補助金を満額いただくことはできますか。
[公募要領8ページ、9ページ関連]

補助事業を実施した際に相当の事業収益があったと認められる場合には、補助金交付額の一部が減額となることがあります。

補助事業の開始後、事業期間の途中で補助金の概算払いを受けることはできますか？
[公募要領14ページ関連]

補助金は、原則として交付額確定後の支払いとなりますが、沖縄県知事に申請し、「必要があると認められる経費」としての承認を得られれば事業期間の途中で概算払いを受けることができます。(交付要綱第17条)

概算払いの手続きについて教えてください。また、上限はどのくらいでしょうか？
[公募要領14ページ関連]

交付決定後、事務局から概算請求のご案内差し上げます。事務局が定める期間内に、所定の請求書をご提出ください。なお、概算払いの上限は、交付決定額の5割以内です。

【補助対象経費について】

業務の一部を外部に委託したり、必要な備品の手配をする場合の費用について、交付決定前に契約したのもも対象になりますか。
[公募要領10ページ (1)②関連]

経費として計上できるのは、交付決定日以降に発生(発注)したもののみです。事前着手は認められません。したがって、交付決定日の前に契約・発注したのものについては補助対象外となります。

経費は、事業実施期間中に処理しなければならないのでしょうか。
[公募要領10ページ (1)②関連]

補助対象となる経費は、原則として事業実施期間中に支払いを完了させる必要があります。

直接人件費について、役員の人件費を事業経費として計上することはできますか。
[公募要領12ページ①、13ページ(3)関連]

直接人件費として計上できるのは補助対象事業に従事する職員の人件費のみです。事業者の代表者や役員にかかる人件費は補助対象経費とはなりません。

ご質問	回答
<p>職員、アルバイト等が、補助事業だけでなく他の事業や業務にも従事している場合、他の事業・業務に従事している期間の person 費も経費に含めることはできますか。 [公募要領12ページ①②、13ページ(3)④⑤関連]</p>	<p>補助対象となる person 費は「補助対象事業に従事する」部分のみですので、その他の業務に従事した期間分の person 費を補助対象経費に含めることはできません。 当該職員が他の事業・業務にも従事している場合、業務日報等で補助対象事業に従事した期間とその他の業務に従事した期間を明確に区分することが必要です。</p>
<p>「賃金・アルバイト料」の時給について、いくらで設定すればよいでしょうか。 [公募要領12ページ ②関連]</p>	<p>少なくとも最低賃金を下回ることはできません。 金額の設定については、設定額の根拠を合理的・客観的に説明できる金額としてください。</p>
<p>専門家や講師等に支払う謝金の基準はありますか。 [公募要領12ページ ③関連]</p>	<p>謝金は補助事業者の内部規程に従って支払ってください。</p>
<p>謝金について、専門家や講師等の飲食費(弁当、飲み物代等)にかかる経費を含めることはできますか。 [公募要領12ページ ③、⑥関連]</p>	<p>飲食にかかる経費はすべて補助対象外です。 したがって、専門家・講師等の飲食費を経費に含めることはできません。</p>
<p>旅費交通費で対象となる経費は何ですか。 [公募要領12ページ ④関連]</p>	<p>交通費、宿泊費、日当です。一部の例外を除き、補助事業者の旅費規程等に基づき支出することが必要です。旅費規程等がない場合は、「沖縄県職員の旅費に関する条例」に準じて支出してください。</p>
<p>飛行機、船舶、電車等を利用した場合、領収書等は必要ですか。 [公募要領12ページ ④関連]</p>	<p>飛行機利用については、領収書と航空券の半券(またはは搭乗証明書)が会計証憑として必要です。その他については、補助事業者の旅費規程によります。</p>
<p>飛行機の座席アップグレード代(プレミアムクラス・クラスJ等)や電車のグリーン席等の特別に付加された料金は、補助対象経費に含めることはできますか。 [公募要領12ページ ④関連]</p>	<p>補助事業者の内規等に支給できる定めがあっても、補助対象経費とすることはできません。</p>
<p>自家用車・社有車等の燃料費、高速道路利用料金、レンタカー代、タクシー代について、補助対象経費とすることはできますか。 [公募要領12ページ ④⑤関連]</p>	<p>補助対象経費とすることができます。この場合でも、運行記録簿などで補助対象事業の実施に利用した分とその他の業務に利用した分を明確に区分することが必要です。また、経費に係る書類に領収書等を添付の上、利用理由を明示してください。</p>
<p>「委託料」はどの程度まで認められますか。 [公募要領12ページ ⑦関連]</p>	<p>特に上限を定めていませんが、あまり委託料が多いと、当該補助事業者に交付決定した妥当性を問われることとなります。このため、委託料が事業費の50%を超える場合は、事務局にご相談ください。</p>
<p>古民家等を利用したコンテンツ企画を検討しているが、当該古民家等の改装費や整備費は対象経費に含まれますか。 [公募要領13ページ ⑨関連]</p>	<p>施設整備や機材整備などのハード整備(設備投資)に係る経費は、補助対象経費とはなりません。</p>
<p>補助対象経費の経費配分の変更に関する制限について教えてください。 [公募要領13ページ(4)関連]</p>	<p>経費区分(person 費、事業費)内では経費配分の変更に関する制限はありません。ただし、極端な変更を行う場合(例えば、ある経費項目の全額を他の経費項目へ流用すること等)は、当初計画の妥当性が問われる場合があり、内容によっては「事業内容の変更」として知事の承認を受けることが必要となる可能性があります。 また、経費区分間の経費配分変更は、区分間におけるいずれか低い額の20%以内の額の範囲で経費を変更することは可能です。ただし、当該経費配分の変更が「事業内容の変更」に当たる場合には知事の承認を受ける必要があります。 そのため、経費配分の変更を行う場合は、必ず事前に事務局へ相談してください。</p>

【応募申請について】

<p>郵送・託送で書類を送った場合は、締切日の消印があれば有効に受け付けてくれますか。 [公募要領15ページ(1)関連]</p>	<p>本事業においては、締切日時書類必着分までを受け付けます。そのため、締切日に消印が押印されたとしても、締切日時を過ぎて事務局に書類が届いた場合は受付無効となりますので、配達時間の指定を行うなど、締切日時に間に合うように発送してください。</p>
<p>書類を持参して提出したいのですが、事務局に駐車場はありますか。 [公募要領15ページ(1)関連]</p>	<p>事務局にはあいにく駐車場の用意がございません。持参にてご提出の場合は、可能な限り公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。(お車でお越しの際は、近隣の有料駐車場をご利用ください。) なお、締切日は事務局が混雑することがありますので、なるべく時間に余裕をもってご持参ください。</p>
<p>補助事業計画書(様式第3号)について、枚数制限はありますか。 [公募要領15ページ(3)③関連]</p>	<p>補助事業計画書(様式第3号)については、補足資料を含む合計10ページ以内とします。</p>
<p>補助事業計画書(様式第3号)について、補足資料を付けてもよいですか。 [公募要領15ページ(3)③関連]</p>	<p>補助事業計画書の内容を補足するための補足資料については、どうしてもということであれば付けていただいても構いません。ただし、形式はA4判・縦に限るものとし、また枚数は補助事業計画書を含む合計10ページ以内とします。</p>
<p>補助事業計画書(様式第3号)の「3.実施体制・役割分担等」は、組織図としての表記が必要ですか。 [公募要領15ページ(3)③関連]</p>	<p>体制を確認できるのであれば、図である必要はありません。</p>
<p>補助事業計画書(様式第3号)作成の際、関係者とのすり合わせができず、採択された後に事業内容を大幅に変更してもよいですか。 [公募要領15ページ(3)③関連]</p>	<p>補助事業計画書は、事業実施の基本方針となるものであり、かつ採択審査の根幹をなすものです。事前に関係者と細部までの十分なすり合わせをすることは困難かもしれませんが、方向性を共有した上で作成して下さい。 採択後に補助事業計画書の記載内容から大幅な変更があった場合は、採択を取り消す可能性がありますので、ご注意下さい。</p>
<p>補助対象事業者の要件に「3 他の分野の産業と連携した取り組みであること」とあるが、他の分野の産業にも波及する取り組みであることを補助事業計画書(様式第3号)の中で企画提案に落とし込む必要がありますか。 [公募要領5ページ③、15ページ(3)③関連]</p>	<p>当該企画提案が補助対象事業の要件「3 他の分野の産業と連携した取り組みであること」を満たすことを示すためにも、補助事業計画書の中において落とし込むことは必要です。</p>
<p>決算関係書類および納税証明書について、「直近3年分」が必要となっておりますが、今年設立したばかりの法人で最初の会計年度を経過していないため、法人としての決算書類や納税証明書が提出できません。このような場合はどうすればよいでしょうか？ [公募要領15ページ(3)⑤⑥関連]</p>	<p>今年度設立した法人が応募する場合に提出すべき決算・納税関係書類については、以下の通りとします。 ①決算関係書類： 当該事業者の代表者(代表取締役・代表理事等)個人の確定申告書・過去3年分 ②納税証明書 当該事業者の代表者個人の納税証明書 この場合においては、「法人設立直後のため法人としての決算関係書類・納税証明書が提出できない」旨、および「法人化前の代表者の決算関係書類・納税証明書にて当法人の書類に代える」旨の上申書(任意書式)を別途ご提出ください。また、この上申書の中で、現法人の代表者と法人化以前の任意団体の代表者(または個人事業主)が同一人物であることの疎明を行ってください。</p>
<p>決算関係書類について、「直近3年分」が必要となっておりますが、創業3年未満の場合はどうなりますか。 [公募要領15ページ(3)⑤関連]</p>	<p>創業3年未満の場合は、創業年度以降分の決算関係書類を提出してください。</p>

決算関係書類のうち「財産目録」について、税理士に確認しましたが、当法人ではもともと財産目録を作成しておりません。この場合はどう対応すべきでしょうか。

[公募要領15ページ(3)⑤関連]

財産目録の作成がない法人については、貸借対照表および損益計算書のみをご提出いただき結構です。なお、提出時に、当法人では財産目録の作成がない旨を事務局に申告してください。

構成事業者に個人事業主が含まれる場合、個人事業主の決算関係書類はどうなりますか。

[公募要領15ページ(3)⑤関連]

個人事業主の場合は、直近3年分の確定申告書を提出してください。

納税証明書について、原本を提出することが必要でしょうか。

[公募要領15ページ(3)⑥関連]

納税証明書は原本の提出が必要です。

納税証明書について、国税・県税・市町村税の滞納がないことの証明が必要とのことですが、それぞれすべて提出することが必要でしょうか。また、どのような証明書を提出する必要がありますか。

[公募要領15ページ(3)⑥関連]

納税証明書(税の滞納がないことの証明)は、「①国税」「②県税」「③市町村税」のそれぞれについて提出することが必要です。
(任意団体または個人事業主の場合は、代表者個人の納税証明書を提出してください。)

①国税:

現在の住所地(納税地)を所轄する税務署で発行されます。

※**国税の納税証明書は6種類あります**が、ご提出いただく納税証明書は以下の通りです。

法人・団体の場合:「未納の税額がないことの証明(その3の3)」

個人の場合:「未納の税額がないことの証明(その3の2)」

②県税

現在の住所地(納税地)を所轄する県税事務所が発行されます。

ご提出いただく納税証明書は「**証明税目:(3)県税全税目 証明事項:滞納がないこと**」の証明書です。

③市町村税

現在の住所地(納税地)を所轄する市町村役場で発行されます。

市町村により証明書の名称が異なるため、「市町村税の滞納がないことを証明する」納税証明書を請求してください。

締切までに必要提出書類をすべて揃えることができなかつた場合、揃っている分の書類だけを先に提出し、後日残りの書類を提出することはできますか。

[公募要領15ページ(3)関連]

提出書類は、締切日時までにすべて揃っている必要があります。必要書類が揃っていない場合、また書類に不備がある場合は応募を受け付けできませんのでくれぐれもご注意ください。

書類の提出後に、内容の変更や差し替えをすることはできますか。

[公募要領15ページ関連]

提出期限を過ぎた後の書類の変更(追加・削除を含む)、差し替えもしくは再提出は、原則として認められません。

【審査について】

第2次審査(プレゼンテーション審査)について、離島・遠隔地にいるため審査会場へ来場することが難しいのですが、その場合は失格となってしまうのですか。

[公募要領16ページ関連]

第1次審査を通過した応募者が、離島や遠隔地に所在するなど、審査会場へ来場することが困難と認められる事情がある場合、または政府による緊急事態宣言等が発出された場合には、当該応募者についてはオンラインビデオ会議システムを利用した遠隔プレゼンテーション審査に切り替えて実施することがあります。そのため、ご来場が難しいことをもってただちに失格とはなりません。遠隔プレゼンテーション審査をご希望の場合は、第1次審査通過の通知を受けた後速やかに事務局にご連絡ください。

なお、遠隔プレゼンテーション審査を実施する場合、応募者側の通信環境(インターネット回線等)および通信媒体(パソコン等)については、応募者自身でご用意いただく必要がございますのでご注意ください。

ご質問

回答

<p>第2次審査(プレゼンテーション審査)について、提出書類以外に映像や追加資料を使用してもよいでしょうか。 [公募要領16ページ関連]</p>	<p>審査は提出期限までに提出された書類をもとに行います。追加資料等の使用は認められません。</p>
<p>審査の点数や内容(どういった点がどう評価されたのか)について、審査後に教えていただくことはできますか。 [公募要領16ページ、17ページ関連]</p>	<p>審査の点数・内容など、審査結果にかかる詳細については公表いたしません。そのため、事務局にお問い合わせをいただいても回答することはできません。</p>
<p>【その他】</p>	
<p>遵守事項(10)に「補助事業の実施により相当の事業収益があったと認められる場合は補助金交付額の一部が減額となることがある」との記載がありますが、具体的にどれぐらいの減額になるのでしょうか。 [公募要領9ページ、19ページ(10)関連]</p>	<p>補助事業の実施に伴う収入(入場料、受講料、協賛金、寄付、売上収入等)がある場合、「補助対象経費から収入額(税抜)を控除した額」と「補助対象経費に補助率を乗じた額」のいずれか低い額が補助金額(上限まで)となります。 詳細は8ページをご参照ください。</p>
<p>他の補助事業等との併用は可能ですか。</p>	<p>他の補助事業等との併用はできません。よって、すでに他の補助事業の採択を受けている場合は、「琉球歴史文化コンテンツ創出支援事業」の補助を受けることはできません。</p>
<p>今回の事業で提案する企画について、すでに別の補助事業の採択を受けているのですが、仮に「琉球歴史文化コンテンツ創出支援事業」に採択された場合には別事業の補助を辞退するという条件に応募することはできますか。</p>	<p>応募時点で他の補助事業の採択を受けている場合は、「琉球歴史文化コンテンツ創出支援事業」への応募はできません。</p>
<p>この事業は最大何年間補助を受けることができますか。</p>	<p>本事業では、最大2年間補助を受けることができます。ただし、1年目の補助事業として採択された場合でも、2年目まで継続的な補助を保証するものではなく、年度ごとに審査を行い、改めて採択を受けることが必要となります。</p>
<p>補助事業を利用して制作された作品等の著作権や産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権等)は、事業者側、県のどちらに帰属しますか。 [交付要綱第10条、第20条関連]</p>	<p>この補助事業を利用して制作された作品等の著作権や産業財産権等は事業者へ帰属します。 なお、産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権等)を取得した場合は県への報告義務があるほか(交付要綱第10条)、当該補助事業において生じた産業財産権を他の第三者への貸与、譲渡等によって収益が生じた場合は、県への報告義務等があります(交付要綱第20条)ので、この点についてはご注意ください。</p>